

第10回 創業・IT等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年10月10日（木）9:00～11:30

2. 場所：内閣府合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、大田弘子（議長代理）、翁百合、
佐久間総一郎、松村敏弘、森下竜一

（専門委員）川本明、圓尾雅則

（政務）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）

（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官、柿原参事官

（関係団体）日本フランチャイズチェーン協会

日本造船工業会

（厚生労働省）食品安全部監視安全課 滝本課長

職業能力開発局総務課 尾形課長

職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室 塚本室長

（財務省）理財局総務課たばこ塩事業室 矢花室長

（国税庁）酒税課 星屋課長

（法務省）入国管理局入国在留課 石岡課長

（農林水産省）経営局就農・女性課 榊課長

4. 議題：

（開会）

1. 厚生労働省、財務省、事業者からのヒアリング

「食料品アクセス環境の改善」

2. 法務省、厚生労働省、事業者からのヒアリング

「外国人技能実習制度の見直し」

（閉会）

5. 議事概要：

○大川次長 それでは、時間でございますので、規制改革会議第10回「創業・IT等ワーキング・グループ」を開催させていただきます。

皆様方には、御多用中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、所用により、小林専門委員、久保利専門委員は御欠席でございます。また、本日は稲田大臣に御出席いただいております。

本ワーキング・グループの事務局を務めます、規制改革推進室次長の大川でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

開会に当たりまして、稲田大臣から御挨拶をいただきたいと思ひます。

大臣、よろしくお願ひいたします。

○稲田大臣 皆さん、おはようございます。

委員の皆様方、また専門委員の皆様方、朝からお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

本日から2回に分けて、この創業・IT等ワーキング・グループは「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望に関連した項目を議論いただくことになっております。

「食料品アクセス環境の改善」は、過疎地などの買物が不便な地域において、移動販売車がより機動的に回れるようにしたり、取り扱える商品を見直すことなど、国民の利便性を高める意義があるため、前向きな取組を期待いたしているところでございます。

また「働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和」「外国人技能実習制度の見直し」など、外国人が我が国において、今まで以上に高度な技能を取得し、母国に戻って活躍するための環境を整備することは、世界に日本食の発信や国際貢献などの意義があり、今後しっかり取り組んでいただきたいと思ひます。

この点は、クールジャパン戦略担当もいたしておりますので、是非お願ひをいたしたいと思ひます。

本日も委員の皆様方におかれては、大胆かつ迅速な改革を実現するため、自由闊達な御議論を是非よろしくお願ひ申し上げます。

○大川次長 大臣、ありがとうございました。

それでは、報道の皆様には、ここで御退室をお願ひいたします。

(報道関係者退室)

○大川次長 それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおきましては、議事概要を公開することとなっておりますので、御了承願ひます。

以後の進行は安念座長にお願ひいたしたく存じます。

安念座長、よろしくお願ひいたします。

○安念座長 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

大臣、どうもありがとうございます。

それでは、早速、議題1「食料品アクセス環境」について議論させていただきます。

関係者の方に御入室いただくようお願いいたします。

(厚生労働省、財務省、日本フランチャイズチェーン協会入室)

○安念座長 どうも皆さん、おはようございます。今日は御多用のところ、お運びをいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、ヒアリングと質疑応答ということになっております。

早速ですが、厚生労働省さんから御説明をいただけますでしょうか。

○厚生労働省（滝本監視安全課長） 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長の滝本と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、資料1-1に基づきまして、説明をさせていただきます。

今回は、食品の移動販売についての許可の基準や様式の統一についての要望ということで伺っております。この点に関しまして、厚生労働省は食品衛生法という法律を所管しておりますけれども、食品衛生法の営業許可等につきまして御説明をさせていただきます。

まず、2ページでございます。

食品衛生法第51条にございますが「都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない」とされております。

食中毒等、食品の取扱いによっては国民の健康に被害が生ずるものがございますから、公衆衛生に与える影響が著しい営業を厚生労働省の政令で34業種指定しております。例えば飲食店営業でありますとか、食肉製品製造業でありますとか、そういった食品を製造したり、加工したり、調理をしたり、販売をしたりという業種が含まれているわけがございます。そういったものを指定いたしまして、それぞれの都道府県の条例で必要な基準、施設基準等々を定めているということでございます。

「1. 対象業種」にございますように、34業種を指定しております。このうち、今回は食品の移動販売ということで対象になってまいりますのは、乳類販売をする場合、食肉を販売する場合、魚介類を販売する場合、肉とか魚につきましては、きちんと温度管理をしていなければ食中毒菌が増殖して、食中毒に結びつくという観点から、こういったものはきちんと全ての都道府県の条例で許可基準を定めてくださいということをお願いしているわけでございます。

さらに、都道府県によりましては、これ以外の販売業につきましても、さらに業種を追加する形で、条例で基準を定めているということがございます。例えば食料品を販売するもの、全てに対してそういった許可対象業種にしたり、あるいは惣菜販売業だとか、弁当を売る場合、そういったものも国が定める34業種以外にそれぞれの地域の実情に応じて都道府県が基準を定めているという状況がございます。

許可する場合に、施設基準が必要になってまいりますけれども、都道府県が条例で施設基準を定めるに当たって、参考とすべく、この許可自体はそれぞれの自治体の自治事務になっておりますので、国の立場からは技術的助言という形でガイドライン通知をしております。今回話題になっております移動販売につきましては、古いのですけれども、昭和42年にそういった形の取扱要領という形で県に対して示しております、都道府県では地域の実情に応じて施設基準を条例で規定しているということでございます。

3ページは、営業許可の申請書の様式でございます。

これは52条に規定がございます。51条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならないということで、

省令では申請者の住所、所在地、名称、営業の種類、営業施設が施設基準に合致しているかどうかということ審査いたしますので、その図面を添付してくださいということにしております。

申請書の様式でございますけれども、これも技術的助言と申しますか、その観点から全国的な標準化でありますとか、簡素化を図る観点から、平成7年に標準的な様式を国のほうで定めて、これを参考になるべく簡素化をして、標準的な様式で定めてくださいということ都道府県をお願いしているということでございます。

4ページは、平成19年に「規制改革推進のための3か年計画」ということで、食品衛生法に基づく許可基準の柔軟運用でありますとか、飲食店営業の許可申請書の様式統一と事務処理の標準化ということで、食品の飲食店の全国チェーン化とか、そういった社会的な背景を踏まえまして、都道府県に飲食店営業の許可申請の統一を進めるべきだということ閣議決定されまして、平成20年3月に都道府県等に対して必要に応じ適切な対応を要請しているということでございます。

今回の関係では2つございまして、複数の地域をまたがる事業者に係る営業許可手続関係ということで、いろいろな都道府県で営業を展開するような場合がございまして、そういった場合には、既に隣の県で営業許可を取得している場合などについては、隣の県の施設基準の内容を考慮して、例えば自分の県と同等以上であれば審査を簡素化していただくようにということも通知をいたしておりますし、様式につきましては、もう既に平成7年に申請書の統一についてお願いをしておりますけれども、再度この要請を都道府県に対して行っているということでございます。

最後、5ページは、今回の要請を受けての今後の対応ということでございます。

結論的に申しますと、これは自治事務で一定の制限はありますけれども、こういった広域的な食品の販売について、なるべく障害が取り除かれるように、国としてもできる範囲のことは努力をしたいと考えております。

まずは、移動販売の営業許可の申請書の様式統一についての検討ということでございます。これは先ほど申し上げました平成20年の通知でありますとか、それ以前の通知で標準的な申請様式を示しておるのですが、この様式はどちらかというと固定店舗などを念頭に置いた総括的な様式になっておりますので、今回、この移動販売でどういった点が問題になっているのか、どういった点の不具合があるのかといったことを再度点検、ヒアリング等いたしまして、具体的な内容を把握し、あるいは都道府県とも調整をさせていただきたいと思いますが、検討を進めていきたいと考えております。

それから、移動販売車のガイドラインの見直しについてということで、これは昭和42年と少し古い通知でございますので、最近の状況等々も踏まえまして、具体的な要望内容、例えば手洗いのためのタンクの容量がそれぞれの県によって違うというお話も聞いておりますので、そうしたところについては、県でどうして18リットルとか27リットルとか決めているのかということも国としてヒアリングをして、標準的なそういったタンクの容量

を定めるとかそういった形で、なるべくそういった移動販売が県をまたいで営業する場合に支障を生じないような形で検討を進めていきたいと思っております。

我々も細かいところまで把握しているわけではありませんから、今後、事業者の方々からどういった点に支障が生じているのかといったような点、それから、実際規制をしているのは都道府県でございますので、都道府県のほうでどういうふうを考えているのか、調整できる余地はないのかといったような点もヒアリングをしながら、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

続きまして、財務省さんから御説明をお願いいたします。

○財務省（矢花室長） それでは、資料1－2でございます。

財務省理財局総務課たばこ塩事業室長の矢花でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

たばこ小売販売業についてでございます。

まず、2ページに紹介させていただいておりますのは、たばこの特性ということでございます。今回、食料品アクセス環境の改善ということで、あわせてたばこもということなのでございますが、まず、たばこは御案内のとおり、軽量で保存のきく嗜好品ということでございます。まとめ買いも可能でございます。食料品と違って、半年ぐらい買い置きすることも可能でありますし、また、生活必需品である食料品とは若干性格が異なるのではないかと。例えば右に、厚労省の調査に基づく喫煙者率の推移がございますが、経年的に喫煙者率はどんどん下がってきておりまして、男女の合計が真ん中のオレンジ色のところでございますが、23年度ですと20%程度、5人に1人という数字になってございます。

また、細かいのでここに数字が出ていないのですけれども、特に高齢者になりますと、もっと喫煙率が下がりがちで、例えば23年の調査では、60～69歳の方ですと20%から16%程度、70歳以上になりますと10%を割るような数字ということで、特に高齢の方は喫煙者率が低いという状況でございます。

2つ目のポツでございますが、喫煙による健康への影響に配慮が必要と考えておりまして、買いやすさを求める一方で、節度ある販売というのをお願いしているところでございます。未成年者の喫煙防止の観点から、購入時に年齢確認をするというのは前提でございますけれども、昨年決定されました政府のがん対策推進基本計画におきまして、喫煙をやめたい方がやめる、禁煙を希望する方がそれを実現するというのを進めることによって、成人の喫煙率を10年後に12%まで低下させていくという目標を設定してございます。現状の20%程度を12%へ下げる。この根拠は、厚労省が同じ調査の中で、喫煙者に対してやめたい方はどのぐらいいらっしゃるのですかということ聞いておりまして、それが大体トータルでいきますと35%ぐらい。やめたい方がやめたら、こういう数字になるだろうという数字になってございます。

同じ調査になるのですが、やめたいという方も高齢者のほうがやはり多くて、平均ですと35%程度なのですが、やめたい方は60～69歳になりますと37%と2ポイントぐらい上がって、70歳以上になると4割の方はもうやめたいという数字がございます。

最後のWHO、世界保健機関でたばこの規制に関する枠組条約がございまして、平成16年に日本も締結して、既に発効しております。こういった条約に基づいて、数々の措置を講じておるわけですが、この中で違法なたばこ取引を防止するために、流通の管理、規制、許可制度の実施を規定しております。我が国の法制度も国際的な要請に対応するものとして運用しているところでございます。

こういった観点から、たばこ小売販売に当たりまして、違法な販売の防止ですとか、過度な販売競争の回避のための規制は必要と考えてございます。

3ページは、小売販売業の許可制度の趣旨でございます。

たばこ事業法に基づきまして、営業所ごとに財務大臣の許可が必要になってございます。一営業者が複数の店舗を構える場合にも、その店舗ごとに許可が必要という構えになってございます。

この許可に際しましては、既存のたばこ小売店との間に一定の距離があることが必要としてございます。25～300メートルの範囲で地域に応じて設定しております。イメージとしては、都市部はより近いところ、田舎といいますか、郊外に行くときより長い距離をおいていただくという格好になってございます。都市部等でいけば100～150メートルぐらい離れないと新規の出店というのはしていないということでございます。

この趣旨は、たばこ小売店の大幅な増加・乱立によりまして、過度な販売競争が生じることを避けるためのものでございます。

また、今回御提案があります出張販売の仕組みでございますが、これは既に小売許可を得ているたばこ小売店さんが別の場所に出張して販売する。その場合には、その場所ごとに許可を必要としておりまして、別の場所というのは括弧書きしておりますが、例えばオフィスビルでありますとか、ホテルなど、人が集まり、そこで一定のたばこの消費がなされる場所というエリアを想定してございます。こういった許可制度も、先ほど申し上げました違法なたばこ販売の防止、過度な販売競争を回避するため、場所を特定して、適法な許可のもとでの販売を管理するといった仕組みになってございます。

こういった制度の中から、今回、御提案がございまして移動販売車による出張販売につきまして、現時点では内容を詳細に把握しておらないのですが、4ページに記載してありますのが私どもの懸念をしている点と受けとめていただければと思います。

「買い物困難地域」となっておりますが、これを特定することが困難でありまして、実質的に地域が無限定となるのではないかと。これは買い物困難地域というものをどういった基準でそのエリアを分けて特定していくのか。この詳細がわからないものですから、仮に都市部の中でも困っている人がいたら、それは困難地域なのだということになってしまいますと、この地域というのが無限定に広がっていくおそれがあるかと思っております。それか

ら、地域が特定されない場合、あらかじめたばこの販売場所を決めて許可してくださいということなのですが、容易に移動ができますので、他の場所で販売が行われた場合に、それをチェックして是正をしていくことが困難になるかと、管理上の問題があるのではないかと考えております。

以上、国際的な要請でもあります適切なたばこの流通の規制、管理という観点から、これが困難になるおそれがあるのではないかとこのことを懸念してございます。

以上でございます。

○安念座長 ありがとうございます。

では、国税庁さん、お願いします。

○国税庁（星屋課長） 国税庁酒税課長の星屋でございます。

私のほうからは、酒類の移動販売の御提案ということで、酒類販売業免許制度を中心に御説明させていただきます。

お手元の資料の6ページを御覧いただきたいと思います。

酒類を販売するためには、販売場ごとに所轄税務署長の免許を受ける必要がございます。

酒類は担税物質でございますので、酒税の確実な徴収、税負担の消費者への転嫁というものを円滑に確保する必要がございますので、製造者のみならず、消費者との間に立っております流通段階の酒類の販売業者についても、免許制度を採用しているということでございます。

この酒類の販売業者に対する免許制度でございますが、酒税法の第9条に規定してございます。1項の下線部を中心に御説明いたしますけれども、酒類の販売業をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないと規定されてございます。

同2項におきまして、こちらは臨時的に販売場を設けて酒類を販売しようとする場合でございますが、その場合には期限を付して免許を付与することができるという規定がございます。

続きまして、7ページの酒類小売業免許の区分について御説明いたしたいと思います。

ただいま申し上げました酒類販売業免許のうち、小売業を行う場合には、販売方法等によりまして、必要となる免許を区分してございます。現在は以下の4つに区分しているということで、まず1つ目は、一般的な小売を行う場合には一般酒類小売業免許、インターネット等の方法によりまして2都道府県以上にまたがる広範な地域の消費者を対象に酒類を販売する場合には通信販売酒類小売業免許、その他、これはやや特殊なものでございますが、例えば自社の社員とか会員などに限定した酒類の消費者等の特別の必要に応じるための酒類の小売を行う場合には特殊酒類小売業免許という区分をそれぞれしているところでございます。

さらにその下でございますが、先ほど御説明いたしました期限付酒類小売業免許というのがございます。これは9条第2項で即売会場など、臨時的に販売場を設けて酒類の販売

を行う場合に期限を限定した免許を付与しているものでございます。

参考までに、その下に酒類小売業の現状ということで、酒類小売業免許場数の推移と業種の割合をつけてございます。コンビニのカウントを始めたのは平成2年以降でございますので、平成2年度と平成23年度の免許場数の比較をしておりますが、これまで規制緩和をしてきた結果、現在、小売業免許場数は15万8,000場から18万場ということで増加をしております、その内訳を見ますと、スーパー、コンビニが平成2年時点では9%であったものが、現在は43%に増加している。

一方、これは町の酒屋さんということでございますが、一般酒販店は88%から35%に大きく減少しているという状況になってございます。

8ページは、期限付酒類小売業免許の現行の取扱いでございます。

酒類販売業者が博覧会場、即売会場、その他これらに類する場所で、臨時に販売場を設けて、酒類の販売業をしようとする場合には、次の要件を満たしているときには、期限を付して酒類販売業免許を付与するという取扱いとしてございます。

3つの要件といたしまして、

1つ目は、酒類の小売目的は、特売または在庫処分等ではない。

2つ目は、契約等により販売場の設置場所が特定されている。

3つ目は、開催期間または期限があらかじめ定められている。

以上のようなことで、酒類小売業免許の場合には、やはり販売場が特定をされていることが重要でございますので、そういった要件が書かれているということでございます。

その他これらに類する場所という文言がございますけれども、その具体的なものといたしまして、例えば野球場等の競技場、遊園地、キャンプ場、スキー場、海水浴場等季節的または臨時に人が集まる場所、ダム工事現場等または季節的な遊覧旅行を目的とする臨時列車内もしくは遊覧船内等をいうということで、これは通達においてこのような規定をしているところでございます。

以上、制度について説明をいたしましたけれども、酒税は御承知のとおり担税物質であるということと、これもたばこ若干似た面がございますが、致酔飲料ということで、いろいろな管理が必要だということでございます。そういったことから、販売業免許制度が採用されておまして、さらに適正な販売管理というものを求められているところでございます。

今回提案のあった酒類の移動販売についてでございますけれども、現段階におきまして、私どもは提案者の方から具体的な提案内容をまだ伺っておりませんので、現段階においては、消費者からどのようなニーズがあるとか、その必要性について確認させていただく必要があるのかと思っておりますことと、また具体的な販売方法を伺っておりませんので、今、説明いたしました現行法の免許の制度区分の中のどれに当たるのか。例えば期限付免許制度の下で認められるようなケースに今回の提案が当たるのかどうかといったことを判断する必要があると思っておりますが、現段階においては、まだそれについて判断できる状況

ではないということでございます。

したがって、まずは消費者のニーズがどういうところにあるのか、必要性について提案者の方に具体的な要望内容を確認させていただいて、それを踏まえながら現行法令の範囲内において対応することが可能か否か検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

続きまして、日本フランチャイズチェーン協会さんから御説明をお願いいたします。

○日本フランチャイズチェーン協会 おはようございます。一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の専務理事をしております伊藤と申します。

今日は、規制改革会議のワーキング・グループの中に、私たちが御提案申し上げました移動販売車に対する検討ということで議題に乗せていただきましたことを感謝申し上げます。ありがとうございます。

今回、私たちがワーキング・グループのホットラインに御提案を申し上げた趣旨を先にお話し申し上げておきたいと思っております。お手元の資料を開いていただいて「4. 移動販売車に対する課題の検討」を御覧になっていただきたいと思っております。

まず、今回の提案の趣旨でございますけれども、私たちは今日、この席で回答を求めているものではないということを御理解いただきたいと思います。さらに、この移動販売ということに関して、一律に規制緩和を求めているものではございません。あくまでも私たちが行っております社会貢献活動の一環として、高齢者の多い過疎の地域、あるいは生活必需品の買い物に困っているといった地域の皆様が、安心して買物ができればという思いから御提案をさせていただいているものでございます。

私たちは、平成17年から私たちに加盟しているコンビニエンス11社、約5万店でセーフティステーション活動ということに取り組んでおります。これは私たちが取り組んでいる社会貢献活動の大きな取組の一つでありますけれども、この取組の一つに、地域との交流がございます。これは、移動販売とは別に御用聞きあるいは配達ということをや約1万6,000店のお店で取り組んでございますが、この御用聞きや配達を通して実施している取組でございます。

当然この御用聞き、配達を実施している地域に関しては、買い物に困っておられる方が圧倒的に多いわけでございますけれども、こういった方たちから、車で販売に来てくれたら、自分で好きなものを選んで買いたい、買物を楽しみたいと言った声が寄せられています。こういったことが背景にあって、今回の御提案を申し上げたということでございます。

そして、私たちが特に申し上げたいのは、やはり実際に買い物に困っておられる方が多くなっているというのは、皆様方も御承知のことであろうかと思っております。買い物に困っておられる方々のために、国、自治体、事業者が三位一体となって買い物に困っている方たちのために何ができるか、あるいはどう手を差し伸べてあげることができるか

ということを考えていくのが、こういう場を設けていただきたいということで、今回御提案を申し上げた次第でございます。そして、その手段として、移動販売車というものがあるということでございます。

移動販売車によって買い物を楽しんでいただくということが、一つの手段としてあると考え、私たちはこの移動販売車を何とか広げていきたいと検討したわけですが、そのときにいろいろな壁に当たってしまったということが現場の声でございます。

ですから、今日申し上げているのは、私たち協会に加盟している 11 社、5 万店の声をお届けしているということでございます。

先ほど、厚生労働省様から、検討の場を設けていきたいというお声もいただいておりますので、是非検討の機会を設けて頂きたいと存じます。

少しつけ加えさせていただきますと、私たちがオーナーさんに御指導申し上げようと思ったときに、いろいろな壁に当たっているということで申し上げたその一つに、例えば申請の基準が保健所ごとに違っているということがございます。

なぜ基準が違って困るかということですが、実際に私たちのほうは、いろいろとオーナーさんとフランチャイズ契約を締結しているわけでございますけれども、その際に、本部からいろいろな御指導を申し上げる。そのとき、これが保健所ごとに違っているということになると、一つ一つそれを聞いて確認していかなければならない、こういった問題がございまして。あるいは設備の基準にしても違っているということになりますと、移動販売車一つ造るにしてもコストがかかってしまいます。一つの指標で全国に適用できるのであれば、同じ仕様基準で統一したものを作ることができるわけでございますので、そうしたときに本部のほうで一括して発注するということもできるわけです。そうすると、コスト的にも相当安くなるということもございまして。

そんなことも踏まえて、基準を統一する方向で検討ができないかということをお願いしたいということでございます。これは規制を緩和してほしいという話ではなくて、極端な話、先ほどタンクの水の容量のことも出てございましたけれども、32 リットルでなければいけないということであれば、別に 32 リットルでもいいと思うのです。それは規制が厳しくなったとしても、ひとつの統一の基準のもとで動いていくということであれば、動きやすくなる場所が出てくるかと思えます。そういったようにお考えいただければと思います。

また、たばことお酒に関してもそうなのですが、たばことお酒は、人と場所に免許が下りて、その責任の所在がはっきりしている。これは、課税物資でもありますので、責任を持って販売しなければならないということも私たちは十分に承知しているつもりでございます。

ただ、先ほど申し上げたとおり、お客様側からそういう声が出ていることも事実なので、それを今、お伝えしているということでございます。そして解決する答えを導き出せればと念願をしている次第でございます。移動販売車の導入を推進ができれば、買い物困難者

と言われております 600 万人の方々に対して、相当インパクトのある便利な、そして買い物を楽しんでいただける場を御提供できるのではないかと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆さんから何か御意見ございますか。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 どうもありがとうございます。

何点かお聞きしたいことがあります。

まず、厚生労働省の方からお話しのあった、そもそもの食品衛生法のところからの話ですけれども、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならないというのは、都道府県が条例で決めるということで、これを国のレベルで決めていない理由というのは何なのでしょう。想像するに、当然気候条件等々が違えば、同じ基準を持ってくると非常にきつい基準になるので、必要のないところをそぎ落とすということからすれば、都道府県で決めたほうが合理性があるということなのかと思うのですが、その点について1点。

それともう一つは、書式についてなぜそれを規則で決めていないのでしょうかということです。これはもちろん基準が異なれば、書式が変わるというのはわかるのですが、ただそうはいっても、ほとんど一緒だと思いますから、書式の規則の定め方によっては、規則で定められないはずがないので、なおかつ移動販売車とそれ以外とか、それは何種類か作ればいだけで、それを規則で定めれば、それは都道府県は当然守るということになるのですが、それができない理由は何なのか。

まず、この2点についてお伺いしたいと思います。

○安念座長 今の2点は非常に重要なので、まずは教えていただきましょう。

○厚生労働省（滝本監視安全課長） 施設基準でありますとか、あるいは様式について国のほうで定めていないのはなぜかということでございますけれども、食品衛生法では業種を指定しているという考え方でございまして、例えば飲食店営業というのは毎年何十件、何百件と食中毒が発生しておりますから、これはきちんと営業許可を取っていただいて、一定の設備をしていただいて、営業していただく必要があろうという国の判断で、そういったものについてはきちんとやってください。

ただ、営業許可の内容、中身につきましては、先ほど御指摘のとおりでございまして、地域における実情も多少差があるでしょうし、諸々の点がございます。

それから、飲食店が主なのですけれども、例えば町のラーメン屋さんとか、中華料理店とか、仕出し弁当屋さん、そういったところまで国がこういう基準で、こういう基準でということになると、なかなか地域によっては過度な規制になってしまったり、あるいは足らざる規制になってしまったりということがございます。そういったこともございますので、そういった細かな、それこそ地域の実情に応じた範囲をそれぞれの自治体で定めて

いただく余地も必要だろうということで、条例で定めるという仕組みになってございます。

ただ、そうはいつでも、全くてんでばらばらな基準ができてしまうというのも問題がございますので、国が一定のガイドラインを示して、それを参考にさせていただいて、自治体で定めていただいているということでございます。大半は国のガイドラインに沿ったような形で、それぞれ地域の実情を勘案しながら定めていただいているということでございます。

それから、様式につきましてもその延長線上で、国としては必要な項目についてはきちんと申請をしていただく必要があるということで、その様式、例えばそれをどういう表にするとか、どういう書き方にするとか、そういったところまで既に条例で定めているところもございますので、そこまでの必要はないのではないかと判断で、このような仕組みになっているということでございます。

○安念座長 次官、どうぞ。

○松元内閣府事務次官 補足で確認ですけれども、これは要するに、基本的に自治事務だからということではないのですか。

○厚生労働省（滝本監視安全課長） おっしゃるとおりで、私の説明の中にもあったかと思えますけれども、基本的に営業許可というのは、国の事務ではなくて、都道府県の自治事務という位置付けでございます。

○安念座長 それはそうですね。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 法律でそうなっているという話は、もちろんそういうことだろうと思うのですが、ベースとなっている考え方を今、聞いているということでございます。

その書式について必要がないというところがよくわからなくて、逆に書式というのは、もうフォームですから、別にサブスタンスではないので、自治事務かどうかというところはよくわかりませんが、規則で決めてしまえばいいということ。

逆に先ほどのお話ですと、3割しか使っていないということなので、それはある意味では違和感があります。ですから、なぜ書式を規則で定められないのか。そこまでやる必要がないというのは、なぜやる必要がないのかというところが、ちょっとよくわからない。それほど各都道府県によって書式が変わるとはとても思えないので、変わる場所があれば、その記載の欄を特別に規則で決めておけばいいだけのことだと思うのですが、その点についてもう一度考えを教えてください。

○安念座長 どうぞ。

○滝座長代理 佐久間委員と同じ領域の話なのですが、私どもでは移動型のキッチンカーを活用することがあるのですが、その際に都道府県ごとに手続書類が違い、大変な手間がかかるわけです。これは、一言で言うと、統一化の問題だと思います。

営業所の所在とか営業の種類などは、統一が図られてきているようにも思えるのですが、設備に関しては全く進んでいないわけです。実際には、作業場の面積とか、構造

とか、トイレとか、共通項目が大部分でありまして、そこが統一化されるだけでもものすごくスピードアップできる。都道府県ごとの特異性は別紙に、というような形で考えていただくと、非常に実情に合った進化ができる気がしております。

○安念座長 滝本さん、いかがですか。

○厚生労働省（滝本監視安全課長） 工夫の余地はあるかもしれませんが、基本的には、これは自治事務で、都道府県がそれぞれ許可を出している。それに必要な様式についても定めているということでございますので、その様式を定められないかというところにつきましても、これまでどこまで検討されているかというのは確認したいと思っておりますけれども、余りやり過ぎると、それは地方自治への介入ということにもなってまいりますので、現在は項目を国のほうで定めて、その項目が書いてあればよしとする。それぞれそれ以上の詳細な部分については、それぞれの県で様式を定めていただいているというのが実情でございます。

○安念座長 様式については、自治事務かどうかというのは関係ないでしょう。サブスタンスの問題ではないから、そもそも法律の委任も要らないですよ。執行命令というものだから、これは伝統的に法律の委任なくともできるとされていた項目です。

もちろん、都道府県ごとの違い、あるいは今は特例市にもたしか権限が下りているはずだから、その部分はどうしても残るけれども、例えば8割、9割が共通の項目であるならば、それについては執行命令としての厚生労働省令でこうやってくれというふうにしてしまえば、それでいいだけの話ですよ。

例えば官庁が業者だったとしますよ。お客さんに対して、支店ごとに申し込みをしろなんてばかなことを言っていたら、およそ商売にならない。普通はウェブ上で全部できます、とこうするのが普通でしょう。とにかく1カ所どこかに送ってしまえば、必要な都道府県に全部あとはこちらのほうで配信しますというぐらいのサービスをしないで、今時どうするのですか。いいですか。都道府県だって起業してもらうのだから、税収にもなる、雇用にもなるわけでしょう。お客様に来てもらうのに、うちの書式はよそさんとは違いますよなんて、こんな上から目線でいまだきやっていて、商売なんかやりはしませんよ。

規制改革をやっているのに特に思うのだけれども、地方分権というのは本当によくない。最低の水準にそろってしまうのです。だから、厚生労働省のどういう形であれ、技術的助言でも何でもいいけれども、そんなことやっている場合じゃないよということはよく言っておいていただかないと。

大臣、どうぞ。

○稲田大臣 座長の意見に全く同じです。

それと、先ほどの自治事務との関係なのですけれども、例えば先ほど要望があった、別段規制を緩和してくれということではなくて、水のタンクの容量が県をまたいだ途端に変われば、そこに事実上行けないというのは、まさしく現実問題そうだと思うのです。例えばガイドラインの中に、温度については摂氏10度以下という基準がありますね。この水の

タンクに関しては、十分供給することができるという書いてあるもので、ばらばらになってしまっていると思うのですが、ここに何リットル以上とか書くことによって、都道府県でそれ以上であればいいという基準が大体決まるというようなことができるのではないかと
思うのですが、いかがでしょうか。

○厚生労働省（滝本監視安全課長） それは検討してみたいと思っております。

今までのガイドラインが、やはり地域の実情というところがありましたから、国としては漠とした書き方になっていきますけれども、それが逆に障害になっているということもございまして、きちんと具体的な数字で決めるところは、それはガイドラインという形になりますが、国としても示していきたいと考えております。

○安念座長 とりあえず、サブスタンスではないフォームのほうの統一性については、やろうと思ったらそんなに時間のかかる話ではないから、御省とうちの事務局とでもう少し話を詰めさせていただきましょう。議論の中では当然、我々自身に業界の需要がわかるわけではないので、日本フランチャイズチェーン協会さんに知恵を出していただいて、こうやってくるとありがたいというので、これは短期間でまとめるべき話。

日本フランチャイズチェーン協会さん、申しわけないけれども、役人と協議する場を設けるだけではだめなのです。半年で答えを出せと言わなければだめなのです。これはやりましょう。

議長代理、どうぞ。

○大田議長代理 2点。

今回、日本フランチャイズチェーン協会の方から出されたホットラインの要望事項の中に、自動車による食品の移動販売の許可基準の公開をしてほしいというものがあまして、これも当然必要なことだと思いますので、今の様式とあわせて、早急に御検討をお願いしたいと思います。

もう一点、酒類の移動販売に対する小売業免許について、通達では「当分の間付与しない」とあるのですが、
「当分の間」となった理由は何でしょうか。しばらく時期がたったら見直すということで、こういうふうに通達が出されたのでしょうか。

○安念座長 お願いします。

○国税庁（星屋課長） 今のお話は、恐らく行商の話かと思われましても、移動販売というのは、いろいろな形態がございまして、これは店舗を持たずに、しかも場所を特定せずに、行商をしながら売るという形態を念頭に置いておりまして、そういったものは販売場というのは、そういう管理ができないものですから、それについては法律の趣旨からして付与しないということにしております。

ただ、今回の移動販売のケースは、具体的に伺っておりませんが、ある程度場所が特定をされるということであれば、それはまたちょっと違うケースになりますので、そこは具体的なお話を伺った上で、付与してもいいケースなのかどうかというのは、判断していきたいと思っております。

○安念座長 他にいかがですか。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 先ほど具体的に、食品の移動販売、酒類販売、たばこ販売というのがあったのですけれども、これは規制改革に全て共通する問題ですが、何でも規制を撤廃していけばいいというものでは当然ないと考えています。

この3つで言うと、たばこについては、先ほど財務省の方から御説明があったように、国の方針として、消費を低下させる目標があると理解いたしました。というときに、消費を促進するという規制改革というのは、ある意味では国の方針には反してしまう。こういうことからすると、これはやはりその方針があるもの、お酒、あと当然肉、魚についてはあるわけがないので、それとはやはり違う形で問題については検討しなければならないだろうと思います。

ですから、たばこについて、他と同じように移動を自由に、徴税の問題というところは置いて、大方針との関係でそこはやはり慎重に検討する必要があると思います。

以上です。

○安念座長 どうぞ。

○森下委員 あまり規制改革を反対してはあれなので、たばこの話は言いづらかったのですけれども、是非たばこは、医者立場から言っても、広がるというのは余り望ましいことではなくて、禁煙をしっかりしましょうという話が、特にセルフケアの中で第一に挙がってきます。

ここに関しては、先ほど来お話があったように、むしろ国としては減らすという方向が正しいかと思っておりますので、お酒とたばこを一緒にされるというのはまずいのではないかと思います。そういう意味では、たばこに関しては、ここは今までどおりというか、むしろこれは本当言うと、もっと強化してもいいぐらい思っておりますので、愛煙の方がいらっしゃったら大変申しわけないのですけれども、医学的に言えば、やはりたばこに関してはやめられたほうがいいのではないかと思います。現行どおりのほうが望ましいかと思っております。

○安念座長 どうぞ。

○川本専門委員 今日の問題全体で共通している点は、食品であれば食品衛生という、ある規制の目的があって、それを社会的に追求すべきことは大前提だということです。しかし、規制をするときの規制遵守コストですね。コンプライアンスコスト。これが今の時代に合っていないくて、過大になっていて、社会的に見ても、資源の無駄遣いになっており、その分、成長を妨げているということが問題です。そのコンプライアンスコストの問題を、仮に自治事務だとしても、コストを下げていくということは、国の行政の立場として非常に重要な仕事だろうと思います。行政の仕事として位置付けやっただくということが非常に大事だろうと思います。それが原則です。

各論に行きますと、今のたばこの話は、確かにたばこの消費を下げっていくというのが行政の目的であるとすれば、規制によってそれを達成しようというのは非常に非効率であっ

て、もしそれが本当に行政の目的であるのであれば、販売総量を規制していくのが一番効率的なやり方なので、もしそうであれば、そのようにやればよいと思います。

それから、これはたばこ酒の両方に共通する問題なのですが、今の規制の体系が、そもそも営業所ごととか、販売所ごとに許可を出すという仕組みになっておりますが、これがまさにフランチャイズ協会の方がおっしゃったコンプライアンスコストをものすごく大きくしている根本原因でございまして、そこら辺について、そもそも論で恐縮なのですが、両課長のほうから、なぜ販売所ごと、営業所ごとの許可が今もって絶対必要なのかということをお説明いただければと思います。

○安念座長　いかがですか。

○財務省（矢花室長）　まず、たばこに関しましては、先ほど資料の3ページでも書いております。この真ん中ほどに趣旨として書いてございます。小売店の大幅な増加・乱立を防止するというので、一つ一つの場所ごとに許可を下ろしているということになってございます。

○安念座長　「なっております」は現状を説明しているだけで、要するに肺がんを少なくするためには、たばこの消費の総量を抑えればよいのだから、場所ごと、ロケーションごとに規制することに何の合理性もないという話ですよ。

○財務省（矢花室長）　健康の観点からということで申し上げますと、全て販売所の規制だけでこれを防止しているわけではなくて、販売段階で秩序ある販売というのをお願いしていることはもちろんでございますが、製品についても注意文言をしっかりと表示していただくとか、広告についても相当程度、国際的な基準に従って抑えております。テレビ広告とかも一切やっていないわけございまして、そういったいろいろな仕組みを組み合わせでやっているというのが、このたばこの規制でございます。

総量を規制するというのは、逆にいいますと、一方で嗜好品ですので、合法的に吸うことは認められているにもかかわらず、総量の販売をこれぐらいの抑えろというのは、なかなか難しいのではないかと考えております。

○安念座長　健康上の観点からも現在の制度があるとおっしゃった。だから何で販売所ごとに免許を取らなければならないのか。健康上の配慮との合理的な関連性がどうしてあるのですか。これが、今の川本専門委員の御質問です。

○財務省（矢花室長）　健康上との配慮ということで言えば、簡単に買える機会を余り提供しない、そこは抑制をしているという考え方でございます。

○安念座長　買えますよ。100メートルごとにあるのですよ。コンビニごとにあるのですよ。現状そうになっているのに、簡単に買えないようにしていますというのは、いかがなものでしょう。確かに100メートルよりは25メートルに一つであれば買いやすい。つまり、100メートルのほうが25メートルに比べれば買いにくいと言えるかもしれないけれども、現状でも十分買いやすいのですよ。

○財務省（矢花室長）　程度問題になるかもしれませんが、隣接するコンビニさん

が両方で販売促進をどんどんやられて、どうぞ買ってくださいという状態と、そういうことは避けていただいて、都市部であれば100メートルぐらい離れないと売っているところがないという状態を確保しているというのが。

○安念座長 あなたがつくった制度ではないから、意味があるかどうかということは御自身も御存じだろうから、これはこれぐらいでいいです。

たばこのことはわかりました。申しわけないけれども、財務省から今さら需要抑制の話聞かされるのはナンセンスです。先進国で一番安くたばこを販売しておいて、それで需要抑制をしておりますというのは、おおよそナンセンスですよ。あなたの責任ではないのだけれども、おおよそ論理として成り立たない。論理として成り立たないことを言うておられるということは認識してくださいね。

どうぞ。

○稲田大臣 基本的なことを聞きますが、「違法な販売を防止し」というのは、年齢制限のことだけなのか、それ以外にもあるのか。

あと、「過度な販売競争」というのは何のことなのでしょう。むしろここは、健康のために販売抑制と書いたほうがわかりやすいのではないですか。別に売れなければ売らないと思うので、過度な販売競争と違法な販売ということの内容を教えてください。

○財務省（矢花室長） 違法な販売というのは、日本ではそれほど問題にはなっていないのですけれども、模造品ですね。脱税目的で模造品を売るとか、密輸品を売るとか、そういうことがございます。日本で今問題になるのは、無許可で正規品を販売しているというものがあつるぐらいでございます。これは許可制のないイギリス等に行きますと、そういうことが非常に社会問題になっているので、そういった流通規制というのが先ほど求められていた状況でございます。

それから、「過度な」と申し上げましたのは、私のイメージを申し上げますと、先ほど申し上げましたように、近くで販売競争をそれぞれの店舗がどんどん売ろうということで、消費者に対していろいろなディスプレイとか、そういう形でアピールをしていると。少ない顧客をとるために、そういう販促活動を非常に強力にやるといったイメージでございます。

○安念座長 どうぞ。

○松村委員 まず、規制改革委員会の場で、たばこは消費を抑制しなければいけないから特別で、規制は当然に残してもいい、規制緩和の議論をしないというのは、私はよくないと思います。抑制する目的があるから、たばこ消費税を上げるべきだと、消費を抑制すべきと考える人が議論するのはとてもよくわかるのですけれども、過度な販売を抑制するという口実さえあれば安易に現行通りの規制で問題ないと言つてはいけないと思います。

それから今回は、規制に関しては、少なくとも広告を自由にできるようにすべき、広告をしてはいけないという規制がけしからん、という類のことを言っているわけではないし、未成年に販売することに対する規制が強過ぎるからけしからんなんて決して言っていない。

規制全般がおかしいと言っているわけではなく、目的にきちんと合っている規制なのかを問題にしている。広告に関する規制だとか、未成年に対する規制が必要だとか、あるいは密輸、脱税製品を売ることに係る規制が必要だとかというのは正当としても、それを名目にして、それと直接強く関係していない規制を正当化するのは困ります。

コンビニ間の距離で、一定以上の距離があるところのコンビニどうしだったら違法なものは販売しないけれども、距離が近づくと違法なものを販売する、まさかそんな心配を本気でされているのではないと思います。やはりそれは理屈としておかしいし、販売を抑制するなら、もっと効率的な手段はいくらでもあると考えるのが筋だと思います。

したがって、あらゆる規制について文句を言っているわけではなく、たばこの消費を促進してくれと言っているわけではなく、目的にかなわないような非効率的な規制について言っているということは御理解いただきたい。もしこの規制を正当化するなら、他の規制で十分ではないかという疑問に対して答えていただかないと、規制の正当化にはならないと思います。

以上です。

○安念座長 どうぞ。

○滝座長代理 これはよろしければ教えていただきたいと思って質問します。

先ほど行商の話があったのですが、輸入酒類や地酒などに限っては通信販売が認められておりますね。それに対して移動販売は認められていないのですけれども、その辺の背景といいますか、先ほどの行商云々の話がありましたが、そこがイコールフットィングになっていないのは、何か理由があるのですか。なければいけないと思っているのですけれども、教えていただければと思います。

○国税庁（星屋課長） 行商の場合は、そもそも販売場を持っていない者ということ想定しております。したがって、まず我々は販売場ごとに、たばこの場合と若干違うのですけれども、酒の場合には酒税がまず蔵出しの製造者にかかる。それが流通業者に転嫁されていくということですので、販売場ごとに免許を出している趣旨は、販売場ごとにきちんと記帳をさせて、酒の仕入れとか販売も含めて管理をすることの報告を求めているので、そういう趣旨がございます。

したがって、全く販売場を持たないような行商の形態というのは、やはり酒税の保全という観点からは管理ができませんので、それは認めていないということでございまして、ただ、今回の移動販売は、先ほども申し上げましたが、それはちょっと違う形態でございますので、そこはまた別途検討したいと思っております。

インターネットの免許でございますけれども、これは一般の小売業免許とは違う特殊な免許という位置付けをしてございまして、これは全国の消費者を対象とするようなことになるとは思いますが、そういう免許を出して、酒を何でもかんでも種類を限定せずに売ることになりますと、結局、店舗ごとに免許を出しているという制度自体が崩れるということになりますので、そういったインターネット販売については、地酒とか輸入酒とか、

特定の事情に対応するようなものであれば、別の類型ということで、現在の趣旨はこういう区分を設けているということでございます。

○滝座長代理 地酒とか輸入酒に関して、移動販売はだめと。インターネット、通信販売は認めているということですか。

○国税庁（星屋課長） 行商の場合、特にどれをとかということではなくて、その形態自体を認めていないということでございまして、今回のような移動販売は、これから議論をさせていただきますけれども、どういうものを認めるか、認めないかというのは、また別の問題だと思っております。

○安念座長 どうぞ。

○翁委員 移動販売車のほうは、3業種だけを今、念頭に書いていますけれども、いただいた日本フランチャイズチェーン協会さんの資料を見ますと、他にも保健所によっていろいろな業種が規制されているようなことが書いてございますので、その辺の実態をよく調べていただいて、御対応いただいたほうがいいのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○安念座長 日本フランチャイズチェーン協会さんに私からお願ひですけれども、先ほどのように、交渉の場をつくらうなんて、そんなぬるいことを言っていてはだめですよ。とにかくこうやれということ具体的をいつまでにやれと項目立てしてください。それをやらないと、買い物が不便な地域に住む人たちが買い物できなくなるぞ、買い物できなくなったら、それでいいんだなど。役所の人たちはそれでいいと言っているんだなどというふうな要求を突きつけなければだめですよ。

それから、お役所の方々に申し上げるが、消費者のニーズがどこにあるのかよくわからない、こんなことは役人の考えることではありません。そもそも先進国というのは、どんなもののニーズももう飽和しているのです。だから、ニーズが新たに自然に沸き起こるなんてことはありません。つまり、新しい商売でニーズをつくるのです。それ以外、もう新しい商売なんかないのだから、ニーズが既にあるかどうかなんてことを聞くのは、全く野暮です。そんなことは聞かないでください。意味がないからね。

では、これぐらいにしましょうか。

厚労省さん、頼みますね。うちの事務局に言わせてますから、よろしくお願ひいたします。

○厚生労働省（滝本監視安全課長） はい。

○安念座長 では、どうもありがとうございました。

（厚生労働省、財務省、国税庁、日本フランチャイズチェーン協会退室）

（法務省、厚生労働省、農林水産省、日本造船工業会入室）

○安念座長 どうもお忙しいところ、お運びいただきまして、ありがとうございます。

続いて、議題2「外国人技能実習制度の見直し」に移らせていただきます。

関係者の皆さんはお揃いをいただきまして、ありがとうございます。

まず、法務省さんから御説明をいただけますか。

○法務省（石岡入国在留課長） 法務省入国管理局入国在留課長の石岡と申します。よろしくお願いたします。

本日は、このような説明の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

お手元に「技能実習制度の見直しについて」という A4 の法務省が作成した紙があると思いますが、こちらに沿って説明したいと思います。

6 ページ以降に現行の技能実習制度の概要とか、統計関係の資料をつけておりますので、委員の皆様方は技能実習制度をよく御承知とは思いますが、簡単に説明させていただいた上で、元に戻って、見直しについて説明をさせていただければと思います。

それでは、6 ページを御覧いただければと思います。

ここに技能実習制度の概要をつけておりまして、実は技能実習制度は、平成 22 年に見直しを行っております。平成 22 年に現行の制度になっておりまして、下の図で企業単独型と団体監理型という 2 種類の受け入れがあるのですが、それぞれ左側が旧制度、右側が現行制度になっております。改正点は種々あるのですが、大きく言って 2 つでございました。

1 つ目は、技能実習生について、1 年目から労働関係法令を適用させるようにして、保護の強化を図ったということでございまして、旧制度では 2 年目以降が労働契約に基づく技能実習、1 年目は研修という形だったのですが、それを 1 年目から労働法の適用があるようにしたということでございます。

2 つ目は、団体監理型の受け入れに種々問題があったのですが、この団体監理型の受け入れというのは中小企業が多いのですが、中小企業さんなどが共同組合とか、あるいは商工会を監理団体として、その監理のもとに受け入れをするという形態でございまして、この団体監理型の受け入れについて、図の左下の団体監理型の左側を見ていただければと思いますが、もともと団体による管理が 1 年間だけだったのですが、この団体による監理を 3 年間、全体について監理をさせるようにして、受け入れ団体、協同組合とか、あるいは商工会、この受け入れ団体の責任とか監理の強化を図って、適正化を図った。そのような形の改正を平成 22 年から行っておるところでございます。

細かな要件等は、次の 7 ページ、8 ページにあるのですが、そこは割愛させていただきます。9 ページを御覧いただければと思います。

こちらは統計関係でございまして、左側が入国者数、1 年間に何人入っているかということでございまして、右側のグラフが在留者数、各年末に何人日本に在留しているかということでございますが、昨年について申しますと、平成 24 年で新規入国した方々は約 9 万人、在留されている方は約 15 万人でございます。在留されている方は、最も多かったのが平成 20 年で 20 万人ぐらいおられたのですが、その後、リーマンショックとか、あるいは東日本大震災があって減少して、昨年少し持ち直したということで、大体 15 万人ぐらいの方が日本で技能実習の活動を行っているということでございます。

もう一ページめくっていただいて、10 ページを御覧いただければと思います。

こちらに技能実習の不正行為の状況をつけております。グラフを見ていただければと思

うのですが、5年前の平成20年は450件ぐらい不正行為がありました。不正行為というのは、賃金不払いとか、技能実習計画に基づかない技能実習ということで、各地方入国管理局のほうで事実関係を調査して、問題のある受け入れということであれば、不正行為の通知を行って、悪質具合によるのですが、受け入れ期間を5年間停止したり、3年間停止したり、1年間停止したりという措置をとるものでございますが、そのような不正行為について平成20年は450件ぐらいでございました。その後、法改正をして、平成22年は160件まで減少したのですが、若干ふえて、去年は200件弱ということでございます。

右側を見ていただければと思うのですが、企業単独型と団体監理型があると申し上げましたが、不正行為は去年についていえば、全て団体監理型の受け入れで問題が起こっているということでございます。

たまたま去年は全てが団体監理型でございましたが、過去についても、このグラフを見ていただいて、緑が企業単独型でございますが、基本的にはほとんど団体監理型で発生しておいて、去年について言えば全件団体監理型で不正行為が行われていたということでございます。

不正行為の中身は、このページの一番右下のところでございますが、労働関係法令違反が最も多いです。この中で最も多いのは残業をした際に、残業時間分の割増賃金の不払いということで、労働関係法令違反というのが最も多うございますが、その他名義貸し、名義貸しと申しますのは、それぞれの受け入れ機関で実習生の受け入れ枠は決まっております。例えば50人以下の小さな企業であれば3人までと決まっておるのですが、もう少し受け入れたいということで、Aという会社で受け入れると称して、実はBという会社で技能実習をしていたという形の名義貸しが続いて18件。研修計画、技能実習計画の齟齬というのは、計画に沿った形で実習を行っていなかった、そのようなものが続いている。そういう形の問題のある受け入れが昨年ベースで言うと大体200件ぐらいあったということでございます。

それでは、1ページにお戻りいただければと思います。

この技能実習制度の見直しについて、今、法務省で考えていることについて御説明させていただきます。

先ほど、平成22年から現行の制度を施行していると説明させていただきましたが、その現行の制度をつくる際、平成21年に法改正を行いました。その際、改正案について法務委員会で可決いただいた際に、附帯決議をいただいております。衆議院、参議院ともに附帯決議をいただいておりますので、中身は基本的に同じでございますので、衆議院法務委員会のほうの附帯決議を見ていただければと思います。

3行目からでございますが、読み上げさせていただきますと「技能実習制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を選ぶよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと」ということで、政府側に宿題をいただいておりますので、我々は、現行制度の運用の状況を見極めつつ、抜本

的な見直しについて検討をしていかなければいけない、このように考えておるところでございます。

続いて、2ページ、3ページでございます。

こちらには、技能実習制度の見直しについて、各界の意見をまとめさせていただいているものでございます。

2ページは、技能実習制度を拡充の方向で見直すべきという意見でございまして、主に産業界のほうからこのような意見が出されております。

一方、3ページは、技能実習制度の厳格化の方法で見直しを行うべき、これは連合さんからそのような御提案をいただいております。

また、下側でございますが、技能実習制度は非常に問題がある制度なので、それを廃止すべしという意見もございまして、これは日弁連さんからそのような意見をいただいております。

この制度の見直しについては、各界いろいろな立場からいろいろな意見が出ているという状況でございます。

続いて4ページでございます。

このような状況の中で、法務省として今後どうしていくかということでございますが、法務省におきましては、技能実習制度の見直しについて、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会がございまして、この下の分科会で検討していくことを考えておりまして、検討のスケジュールはそこにつけてあります。このようなスケジュール案で今後検討させていただければと思っております。

また、分科会のメンバーにつきましては、5ページに一覧をつけております。学者の方、産業界の方、あるいは労働界の方、弁護士の方、このようなさまざまな方を分科会のメンバーとして、今後技能実習制度の見直しについて御検討いただければと考えておりまして、できるだけ速やかに具体的な見直し案についていただいた上で、多分法改正が必要になると思っておりますが、法改正が必要な部分については、法改正を行っていただければと考えております。

まさにこれから分科会で議論していただくこととなりますので、議論の行方について予断をもってこの場で申し上げることはなかなか難しいと思っておりますが、まず、適正化のための制度の厳格化といいますか、適正化のための見直しというのは必ず必要であろうと考えております。その上で、優良な受け入れ機関について何らかのインセンティブを与えるような、そのようなパッケージのような形の見直しになるのではないかと考えておりまして、そういう中で再技能実習制度、一度技能実習を終わった人が再度日本に来て、高度な技能実習をするという再技能実習制度につきましては、実は平成19年度に取りまとめられました規制改革会議の3か年計画、その後のフォローアップ等におきましても、再技能実習制度の導入について検討するようになっているところでございますので、我々は制度の見直しの中では、この再技能実習制度についても当然真摯に検討していきたいと考えて

おるところでございます。

なお、一部に産業界に、今の3年の受け入れ期間を5年とか、さらに延ばしていただきたい。日本国内でそのまま滞在期間を延ばしていただきたいという御要望、御意見があることを承知しておりますが、単に日本国内での滞在期間を延ばすということには、非常に慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。

その理由でございますが、まず1点目は、技能実習制度の趣旨というのは、日本で技能を取得していただいて、本国に帰って、学んだ技能を生かしていただくという趣旨でやっている制度でございますが、仮に日本での滞在期間が長くなるということは、結局、技能移転を始めることができる期間がそれだけ遅くなるということで、そういう点から、単に長くするということになる、技能移転が遅れてしまうという点があるというのが1点目。

こちらのほうが主な理由でございますけれども、もう一点目として、仮に延ばした場合、5年間も単純労働的に受け入れて、単純労働をさせて、その後、帰国した後は全く知らないという制度の趣旨を忘却したといいますか、趣旨に沿わない形の受け入れというのは絶対避けなければいけないと考えておるわけでございます。

そういうことを考えますと、3年間受け入れて、技能を習得していただいて、帰国いただく。向こうで復職なり、日本で学んだ技能を生かしていただいて、日本で学んだ技能を生かしていただいている中でさらに高度な技能を身につけたいという際に再度来ていただく。そのような形にしたほうが、制度の趣旨からも適正な形で技能の移転が図られますし、さらに高度な技能の習得が図れるのではないかと考えております。

そういう点から、仮に優良な受け入れ団体で受け入れる技能実習生について技能を修得できる期間を延ばすということになるのであれば、それは一度帰って、再度来る再技能実習の方向で検討するのが適切ではないかと考えておるところでございます。

以上、非常に雑駁にはなりましたが、法務省からの説明を終わりにさせていただければと思います。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、厚労省さん、お願いできますか。

○厚生労働省（塚本室長） 厚生労働省外国人研修推進室長の塚本です。よろしくお願いたします。

技能実習制度への御要望といたしまして、2団体、日本経済団体連合会、日本農業法人協会から御提出されました受け入れ期間の延長への考え方について御説明申し上げます。

「厚生労働省」と書いてございます資料に基づいて御説明いたします。

まず、1枚目の裏面を御覧いただけますでしょうか。

この制度ですが、上段に書いてございますように、実習生に技能等を移転することによる技能移転、また実習生の母国、開発途上国などの経済発展を担います人づくりに寄与することを目的とした制度でございます。在留管理などを担当されます法務省、また、国際協力、技能の向上などを担当いたします厚生労働省がともに担当している、つまり、2

つの大きな側面がある制度かと思えます。

私どもは、先ほど法務省のほうから、適正化と拡充パッケージというお話もございましたが、国際協力また技能移転という制度の観点から、御説明させていただきたいと思えます。

この制度でございますが、まず初めの◎の①でございますように、技能検定などによります実習生の技能修得の評価は低調でございます。また、実習生が帰国後、実習と同じ仕事をしているといった回答が少ない状況であるなど、技能移転という制度の趣旨に沿ったさらなる改善が必要であると考えてございます。

詳細でございますが、2枚目を開けていただきました裏面で、資料2と書いてある部分でございます。

この上段右のほうですが、国際研修協力機構、略して JITCO が実施しております企業への巡回指導の結果でございます。これを見ていただきますとおわかりいただきますように、技能修得関係の指導件数は多いといった状況でございます。

また、下の最後の○でございますが、3年間の実習修了後に受験するよう指導しております技能検定などの受験者数は少ない、右の表に入れておりますが、検定などによります実習生の技能の習得の評価は低調といった状況でございます。

また、下から2番目の○でございますが、実習生が帰国後には、日本で修得しました技能などを要する業務に従事するといったことが予定されていることなどが条件とされておりますが、帰国した実習生が実習と同じ仕事をしていると回答したものは48%であるなど、技能移転という実習制度の観点から、さらなる改善が必要であるという状況でございます。

申しわけありません。また1枚目の裏面にお戻りいただけますでしょうか。

次は、最初の◎の②でございます。

実習生の法的保護などを図るため制度改正などが行われましたが、人権侵害などの実習に係る不正行為、労働関係法令違反が指摘されております。

これにつきましては、2枚目の紙の資料1を御覧いただけますでしょうか。

この制度につきましては、右側のほうに記述しておりますように、入国1年目から労働関係法令を適用するなどの実習生の法的保護などを図るための制度改正が行われ、資料1の左側のほうに記しておりますが、JITCO によります受入団体、また企業への巡回指導、実習生への母国語での電話相談など、また労働基準監督署によります監督指導など、この制度の適正化のための取組を行っております。

次は、3枚目の紙の資料3でございます。

しかしながら、以前としてここでございますように、人権侵害などの不正行為、また労働関係法令違反が指摘されております。具体的に、労働基準監督署によります実習機関への監督指導でございますが、資料3でございますように平成24年には2,776事業所に対しまして監督指導を行い、2,196事業所で違反が指摘されており、違反率79%です。

また、不正行為ですが、上段右のように、不正行為を行った機関は、農業・漁業関係、

繊維・被服関係などが多いといった状況です。

次に、1枚目の裏に飛んで、③のところですが、国会等で技能実習制度の適正化に関します御指摘がなされております。

この詳細ですが、一番最後の資料4になります。

国会におきまして、技能実習に関する問題点などが指摘されております。

また、厚生労働省の労働政策審議会におきましても、委員から、制度の趣旨を成就するための環境整備への期待などが述べられております。

また、本年4月ですが、総務省からこの制度に関しまして、監理団体が実習実施機関に対して行います監査の適正化などが指摘されております。

また、国際的にもアメリカの国務省人身取引報告書におきまして、制度の悪用から実習生を保護するための効果的な管理・措置が不足しているなどの御指摘、また、ILOの強制労働に関する条約に係る条約勧告適用専門家委員会におきましても、日本政府に対して外国人実習生の保護を強化することを目的とした法令上、実行上講じられたさまざまな措置に関する情報を引き続き提供するよう要請がされております。

このように、この技能実習制度は先進国であります日本の国際貢献の制度でありながら、国際的にも厳しい評価を受けているという状況でございます。

次に、また1枚目の裏面に戻っていただきたいと思っております。

この実習制度でございますが、技能移転、人づくりといった制度の趣旨と実態が乖離しないことが重要ですが、以上のような状況にあるということから、制度の適正化を優先的に進めることが必要であると考えております。

また、技能実習生の受け入れ、期間の延長等につきましては、一般的にトータルの滞在期間が長期化することは定住化のおそれがあり、技能移転の趣旨に反しかねないこと。また、実践的な技能修得を目的に来日しているという技能実習制度の目的にふさわしい在留管理が困難になるおそれがあるということから、慎重に検討することが必要であると考えております。

以上でございます。

○安念座長 ありがとうございます。

では、また違った側面もあるのだろうから、造船工業会さんをお願いいたします。

○日本造船工業会 日本造船工業会の寺門と申します。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

今、いろいろと厳しいお話を聞かせていただいたところなのですが、我々は造船所の団体でございます、多くのところでこの制度を活用させていただいているという状況でございます。

企業とか産業界にとっては大変重要な制度と受けとめておりまして、本日はこの技能実習制度が適切に実習生を受け入れたいという観点から、何点か要望なり、お話しをさせていただきたいと思っております。

適切にというのは、今いろいろと不正行為とかの御説明をいただいたところなのですが、そういうことがなくて、ちゃんと評価をされて受け入れたいということでございます。

資料の上のほうから沿って御説明させていただきますと、規制の現状ということで、これは今、御説明があったとおりなのですが、先般改正がなされて、業種が拡大されたということで、大分入国実習生もふえてきている。

「一方」という④のところでお示ししているように、技能実習制度修了後の就労は認められていないということで、ここら辺は大分議論があるところだと思うのですが、こういったところも認められていくといいのかと思います。これは最後のほうでまた御説明をさせていただきたいと思います。

要望内容ですが、まず第1にということで、先ほどのお話とは若干反对方の意見ですが、受け入れ側及び送り出し側、双方にとって期間の延長、あるいは再技能実習というニーズが高いということで、我々が望んでいるのは、現行の3年に再技能実習2年を追加していただけないものだろうかということで、先ほどもお話しがありましたように、一度帰国して、それで受け入れ側、送り出し側といいますか、外国人御本人、こういった方が両方望んで、ここで実習を受けるとすればあと2年やってみたいとか、あるいは受け入れ側としては、この外国人の方はもう少しやってもらいたいのではないかと。双方のニーズといいますか、要望がマッチングすれば、再技能実習制度2年ということになるとありがたいと思っております。

②のところですが、今、申し上げたことに加えまして、過去数年にわたって技能実習の受け入れ実績があって、適正な運営を行っている企業、こういったところを優良企業として認定して、そういった緩和措置がとれないものであろうかということでございます。

③のところ、本邦の技能者、造船所で働いている従業員の多能工化が進んでおりまして、実習生も多能工化ができないだろうかということであります。

「参考」に書いておりますけれども、先ほど団体監理型の不正が大分指摘されておりましたが、造船業界はどちらかというと、この団体監理型で受け入れているところが多いという状況でございます。

その理由ですけれども、造船所の従業員が監理するよりも、より徹底したといいますか、専門性をもって監理すると。先ほど申し上げましたように、適切に受け入れたいということから、そこに専従できるような監理するセクションといいますか、そういった団体に任せて、適切に監理していきたいということから、団体監理型を選ぶ企業が多いというのが現状でございます。

2のところに行きまして、これは次のステップになろうかと思っておりますけれども、技能の在留資格で受け入れることはできないだろうかということで、上のあたりは国際貢献という大義名分がございまして、一方で労働者不足ということも考えていきたいということで、労働需給テスト、需給にマッチングしているかどうかということを見極めながら、日本

語能力、技能の要件といったものを満たした外国人材を技能の在留資格で容認いただけないだろうかというのが次のステップでお願いしたいということでございます。

今、要望の理由も含めてお話ししておりますけれども、要望理由の1番、技能修得のための期間が短いというところなのですが、①のところ、今日の急速なグローバル化の伸展と技術の革新・複雑化といったものにかんがみまして、世界トップクラスの日本造船業に魅力を感じて、より多くの外国人が長期間、日本で実習制度を行うということが希望されております。

一方、先ほど申し上げたように3年間だということで、その期間が十分になっていないということでもあります。

2ページ、③のところですが、日本で建造する船の一部を開発途上国とか海外に外注している企業もあるということで、その外注したものを部品なり、そのものを持って来て、また日本で組み立てるということをやっているところもあるということで、こういう観点からは双方にとってメリットがあるということではないだろうかということです。

2番目ですが、送り出し側と受け入れ側双方で受入要件緩和を望んでいるということで、①のところ、実習生はさらに技術レベルを高めたいという意向がある。全部が全部ということではないかもしれませんが、このようなニーズがある。それで送り出し国からは受入要件を緩和してほしいということ。

それと、②のところ、受け入れ企業にとっても貴重な人材となっているということで、これは双方ともその要件を緩和していただけないものだろうかという状況でございます。

3番目ですが、多能工化に対応できていないということで、①のところ、造船業というのは高度な技能が要求されるということで、先ほどの御説明にも出てきたのですが、単純労働というのは、どういうものを単純労働というのかという、このあたりの議論も必要なのではないだろうかと私は感じております。造船所の現場で働く技能工の方々は、決して我々の認識では単純労働ではないと認識いたしております。

というのは、この実習生にも同じようにあれなのですけれども、溶接の資格であるとか、そういったものをとらせて帰国させると。溶接だけではないのですが、クレーンの免許といますか、そういったものも全部造船所の中で作業をするに当たって必要な資格というのは取っていただくということで進めておりますので、そういった観点からも単純労働ではないだろうという認識にあります。

ということで、高度な技能が要求されているということと、高効率、高品質を求めるために、前後の工程を理解できているということも大変重要なことでもあります。

ただ、今の制度でありますと、単一の職種という考え方が強いということで、多能工化には対応できていない。例えば溶接工は溶接だけということで、その前後に必要な職種、作業は認められていない。塗装工についても同じような状況だということで、少なくとも前後工程にかかわるようなところの職種については、拡大といますか、お認めいただくとありがたいなと思っているところでございます。

4 番目ですけれども、制度の趣旨に十分に沿った活動となっていないのではないかと
いうところなのですが、2つの課題あるいは問題があると思います。

今まで申し上げておりますように、受け入れ要件が限定的だということで、十分な技能
修得ができないまま帰国することになるということで、帰国後に就いた職場から、もう少し
し技量があるといいなということと、もう少し技量があれば、帰国したところで指導的な
チームの中の指導者というところに就くこともできるのだけれどもなという御意見も伺い
ます。

結果的に、本来の趣旨であります技能移転といったところに十分反映されていることには
なっていないのではないかとということが1つ目でございます。

②ですけれども、そうは言ってもというところなのですが、3年間実習した外国人の実
習生は、大分評価が高いということで、実習を修了した後、人材の半分以上は、これは国
によっても違うのですけれども、半分以上というのは、フィリピンとかそういったところ
なのですが、自国で働くより、より高収入なカナダ、オーストラリア、韓国、台湾、こう
いったところの労働者として、また一旦帰って、また出て行くというケースが多いと伺っ
ております。極端な見方をすれば、せっかく日本で身につけた技術、技能をまたライバル
国である第三国に日本から間接的ではあるけれども、輸出しているようなものだというの
も、ちょっと日本の産業競争力といった点からは、若干課題になってくるのかなという気
がいたしております。

5 番目ですけれども、外国人の実習生と共生できて、日本人の雇用も守られているとい
う観点もあろうかと思えます。現在、少子高齢化ということですから、企業の従業員
も高齢化しているということで、我々造船業界としては、外国人の実習生を受け入れて、
若い人材というのは大変職場でも和むというか、活気があるということと、作業をしなが
ら若い人、あるいはそこの欠けている部分、こういったところを補充してもらおうとい
うこともありますので、結果的に抜けを埋めてもらえるということで、日本人の雇用も守ら
れているという部分もあろうかと思えます。

先ほど連合のお話しもありましたけれども、我々も造船の組合とも必ずしもぴったりと
一致しているわけではないのですが、組合とも話をしながら、どうやったら日本の造船業
が活性化するか、あるいは競争力を持つかということで、この課題も含めて、いろいろ意
見交換をしております。

最後ですけれども、今後の展望ということで、世界的にも今後人口ボーナスを持って、
この先数十年にわたって労働者を海外に派遣できる国というのは、アフリカ諸国を除いて、
フィリピンとインドぐらいではないかと言われております。中国・韓国・台湾といったと
ころでも若年の労働力が不足するという中で、技能実習制度ということだけではなく、労
働力対策ということを産業界としてはこういったことに取り組んでいくということが、我
が国にとっても必要ではないかという点が1点目。

②ですけれども、この制度を単に発展途上国、あるいは国際貢献、技術移転という制度

にとどめるのではなくて、我が国産業界の人材育成、あるいは産業の発展に寄与する制度を目指して、今、いろいろ考えられております成長戦略に結びつけるということになればいいなと期待しているところでございます。

以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、公益社団法人日本農業法人協会さんからも同様の御要望が来ているのですか。

○大川次長 来ております。

○安念座長 今の造船工業会さんと大体似たような御趣旨の御要望ですか。

○大川次長 やはり2年延長していただきたいということで、ほぼ同様の趣旨の内容でございます。

○安念座長 わかりました。ありがとうございます。

では、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。なお、ここからは農林水産省さんにも議論に御参加いただきたいと存じます。

どなたからでもどうぞ。

では、森下先生。

○森下委員 厚生労働省さんなのですが、まず、要望に対する考え方というところで御質問があります。

1点目が、技能実習制度の適正化を優先的に進めることが必要ということで、①のところに「実習と同じ仕事をしている」と回答した者が非常に少ないと書かれていますね。最初の1ページ目のところです。これはある意味、帰国されたら、日本と産業構造が違うので、同じ仕事に就けることは非常に少ないと思うのです。逆に言うと、50%もいらっしゃるから、これは非常に高い数字ではないかと思うのですけれども、なぜこれを低いと考えられるのかという根拠を伺いたい。

2点目が、期間の延長について慎重に検討することが必要ということで、理由として、定住化のおそれがあるということですが、定住化してはまずいいのですか。むしろ日本としては労働人口が少ないということで、将来的には移民の話も出ているぐらいですから、むしろ定住化をするということはまずいいという認識自体がおかしいのではないかと思います。この2点はいかがでしょう。

○安念座長 厚生労働省、お願いします。

○厚生労働省（塚本室長） まず、最初の点でございますが、技能実習生が帰国後、日本で修得されました技能などを要する業務に従事することが予定されているということで入国されています。当初は、例えば本国である職種の仕事をされていた、日本でレベルアップして、帰ったら同じ職場または関連する会社の同じような職場で同じような仕事をするという前提で来られたのですが、統計をとってみますと半数ということで、当初の予定がどういうわけか変更してしまっているという点から、48%という数字をもって、さらなる改善が必要であるとさせていただいております。

あと、定住化のほうでございまして、これにつきましては、制度の趣旨のほうで、技能実習生の方が日本の技能を習得されて、帰って、母国の経済発展を担う人づくりに寄与するというを目的にしておりますので、やはり本国、母国に帰って、日本で修得された技能を生かしていただくという趣旨から、そのように記述しています。

○森下委員 1点目ですけれども、しかし、時間が4年、5年たっているわけですね。その間、同じ産業構造であり続けるということは、発展をしないということをお前提としていると思うので、基本的な考え方に間違いがあるのではないかと思います。

2点目に関しても、もしそういうことを言われるのであれば、他の制度をつくられるなり、この制度は明らかに趣旨自体が日本の国際化と合っていないと思うのです。ですから、制度自体の趣旨を変えられるか何かをするべきではないかと思います。

○安念座長 どうぞ。

○厚生労働省（尾形課長） そもそも送り出し国側に日本で勉強させたいというニーズがあって、ある意味で教育投資という形で送り出されているわけですし、当然送り出す側は、将来のことを見据えて送り出すので、3年程度ですぐに産業構造が変わるという見通しがあれば、そもそも送り出してこないと言えるのではないかと思います。

それから、2つ目の、この制度をつくったそもそもの位置付けなのですけれども、やはり雇用政策の世界で外国人をどう受け入れるかというそもそも論があるのだらうと思っています。そういうことを法務省と日常的に考えながらいつもやっているわけですが、ヨーロッパとかのいろいろな、いわゆる必ずしも高度ではないレベルの技能の人たちを受け入れた歴史などをかんがみしてみた上で、労働政策として安易な、いわゆる単純労働者の受け入れというのはなかなか難しいという判断をしている中で、あくまでも国際貢献、あくまでも勉強ということであるから、こういう人たちを一定期間受け入れるということも認めていこうということでもありますので、そもそもの雇用政策の立ち位置の中でこういう制度ができていくということは御理解いただけないかと思っております。

○安念座長 では、佐久間委員、その次に座長代理。

○佐久間委員 ありがとうございます。

先ほど法務省の方から、附帯決議の御紹介があって、産業構造等の観点から、その抜本的な見直しを行うという観点に立てば、この造船工業会の方が言われている要望というのは、非常にもっともだと思います。ですから、こういうことを実現する方向で何が問題で、何が解決しなければいけないのかということに取り組むべきではないかと思います。

そのときに、ずっとお話を聞いていると、不正が行われるということが非常に大きいとも聞こえました。その観点で言うと、先ほどの厚生労働省の資料3で、違反の内容ということで、違反率でこう書いてあるのですが、これは技能実習生を使っている事業所で、技能実習生に絡んだものについての違反の例だと。その母数が何かよくわからないのですが、この数字が技能実習生を全く採用していない事業所との関係でどういう関係にあるのかわからないと、これをもって問題問題と言うこと、もちろんそれは問題なのですけれども、それ

は技能実習生に起因するものなのかどうかというのはよくわからないということなので、これはそのデータが是非必要かと思えます。あと、この正確な中身ですね。

それと、先ほどの不正問題でいうと、国際評価で日本が云々とありますが、これも日本だけがこう言われているのか、こういうのは多分ピア・レビューでいろいろやっていると思いますから、相互に言っているとすれば、特に日本が問題なのかどうかという評価は、これだけではとてもできない。よくある、ある意味では日本政府の説明不足という面もある場合もあるかと思えます。

以上です。

○安念座長 厚労省さん、何かコメントの追加などありますか。

○厚生労働省（尾形課長） まず、国際的な場面でいろいろ指摘されているのは日本だけのことかというお話なのですが、例えばアメリカのトラフィックングレポートなのですが、要するに各国を Tier1、Tier2 という形でレベル分けしているのです。ほとんど全ての先進国は Tier1 なのですが、Tier2 という次の段階に位置付けられているのは、先進国では日本とスイスぐらいしかない。非常に珍しい例だということで、これはマスコミにかなり大きく取り上げられて、これが引き金になって国際問題化したという経緯がございまして、我々は非常にお叱りを受けています。

ILO もそういう流れの中で出てきた話でございまして、当然こういう ILO 等の国際的な機関の手續になりますと、政府側からいろいろ疎明する場面というのが設けられます。当然、そこは関係省庁と連携して、最終的には外務省を通して、日本政府の見解というのをちゃんと出して、それは一定程度テークノートされているのですけれども、にもかかわらず、まだウオッチしますという位置付けになっているということございまして。

それから、今日手元に資料がないのですが、技能実習制度を受け入れている事業所に対する監督指導というのと、そういうのが受け入れられていない事業所に対する監督指導の比較みたいなことについてやや御説明しますと、まず、こういう技能実習生を受け入れている事業所については、かなり集中的に監督に入っている。その他についても、いわゆる定期監督というのをやっているのですが、世の中にもものすごくたくさん事業所がございまして、何十年で一回りするようなスパンでございまして。そういうスパンの中で、やはり申告が多いとか、日ごろから問題が多い事業所を中心に定期監督も巡ったりしているということもあって、比較しますと、なお、技能実習を受け入れている事業所のほうが大体 1、2 割違反率が高いというのが肌感覚かと思っております。

○安念座長 では、どうぞ。

○滝座長代理 規制改革会議も根っこにそういう日本の産業振興ということがあるわけですが、今、日本食が世界的にもものすごくブームになっていて、海外の日本食レストランはちょっと前は 3 万店と言っていたのが、今はもう 5 万 5,000 店になっているのですね。しかし、その実態は、日本人調理者で、日本人経営者というのは世界では 1 割で、9 割が韓国人をはじめとするアジア圏経営者なのです。

これはものすごくリスクが大きい状態になっています。特に和食が近々ユネスコの評価も受けられそうだという中であってますますなのですが、日本食ブームのために、日本に1年だけ勉強に来るのです。そして、帰国してすぐ寿司屋を開業するわけですがけれども、生ものの扱いには日本にもものすごいノウハウがありまして、最低でも3年以上いないと習得できず、本当の意味の日本の寿司にはならないのです。

これは多分近々、世界中で衛生上の問題が発生して、日本政府が怒られるようなことになるかもしれないと思ったりもするのです。そのようなことも含め、日本の産業育成にとって非常にポテンシャルの高いところですから、研修2年後に試験を受けるというようなレベル確認は必要かもしれないと思いますし、和食の世界は非常に伝統的な徒弟制度が残る世界でもありますから、本格的に国が、前向きに指導していかないと多分だめだと思っ
ていまして、非常に心配をしています。ここは農漁業の産業化の問題にもかかわるところで、魚を扱うことに関しては、世界に飛び抜けた調理技術が日本にあるわけです。そのような意味でも世界はそれを求めている、今の状態では非常にリスクが大きい。

5万5,000店あって、7割が日本調理師ということならいいのですが、9割が1年だけ日本で勉強したという程度の調理というのが実態なのです。その辺のところなども踏まえた形で、お考えいただければと思います。

○安念座長 ぐるナビの創設者がおっしゃるのだから、説得力のある話です。わかりました。

○川本専門委員 質問だけなのですが、まず厚労省さんにお聞きしたいのですが、佐久間さんも言及されましたが、先ほどの資料3のところに、業種別の不正行為の数が挙げられておりますが、そもそもこの業種でどれぐらいの受け入れがあるのでしょうか。要するにここでの問題は、労働者の人権を守るための規制のコンプライアンスをいかに図っていくかということが課題ですが、それは業種によって違いがあるのかということをごデータとしてお持ちですか。たくさん繊維関係で受け入れていて71件不正があるとか、そういう関係がわかるかどうかということ。

もう一つは、不正が多いのであれば、造船工業会さんの御提案にもありますが、パニッシュメント（罰則）をもっと厳しくするとか、あるいはちゃんとやっているところは優遇してあげるとか、そういうインセンティブをつけてあげることが重要になると思うのですが、そういうことによる対応というのはできないのか、あるいは検討されているか。

それから、法務省さんにお聞きしたいのは、これは技能実習制度ということですが、在留資格で高度人材をできるだけ日本に引きつけたいということで対応されていると思うのですが、その際の受け入れたいと在留制度のほうで思われているレベルと、この技能実習制度によって獲得されるというレベル、それはどれぐらいの差があるのかということをお聞きしたいと思います。

○安念座長 いかがでしょうか。

○法務省（石岡入国在留課長） 今の御質問で、厚労省の資料3についてということでご

ざいしましたが、この中身は法務省が行っておる不正行為の話でございますので、私のほうから説明をさせていただきます。

不正行為を行った実習実施機関は、昨年 188 機関で、そのうち繊維・被服関係が 71、農業・漁業関係が 75 と非常に多いということで、大体両方とも全体の 40% ぐらいでございます。

では、実際の受け入れの数はどのぐらいかということでございますが、繊維・被服関係は全体の受け入れの中の 20% ぐらいでございます。ですから、そういう意味では、不正行為の割合は高うございます。

農業・漁業関係について言えば、12%、10% 強でございます。ですから、農業関係も非常に不正行為の割合が高いということでございます。

そして、このように問題がある受け入れ機関に対するパニッシュメントの強化をもっと厳しくすればいいのではないかとということでございますが、先ほど私からも説明させていただきましたが、平成 22 年に現行の制度に制度改正を行いました。その際、受け入れ停止の期間について、従来は 3 年間受け入れ停止だったのでございますが、悪質な場合は受け入れ停止期間を 5 年にするなど、そのような形で厳格化の取組を平成 22 年の改正で行っております。しかしながら、まだ改善が図られないということであれば、次回の見直しの際、さらなる厳格化ということももちろん検討課題の一つでございますが、いずれにしましても、先ほど私から説明させていただきました、専門家の方に入っている出入国管理政策懇談会の分科会の見直しの検討の中で、こういう点についても議論していただければと思っております。

最後 3 点目、高度人材として入ろうとしている方のレベルと、技能実習のレベルのレベル感ということでございますが、まず、我が国では今、専門的、技術的分野の外国人について就労する目的ということで、そういう方に限って日本での受け入れを認めておりまして、約 20 万人の方が専門的、技術的分野の外国人として日本に在留しております。ですから、大体専門的、技術的分野の方々がこの範囲としたら、その中の一番上の部分が高度人材ということで、ポイント制という制度を導入して、そのような専門的、技術的分野の最も上の部分の人材である高度人材についてさらに来ていただくとして、いろいろ政府として取り組んでおるところでございます。

技能実習生というのは、もちろん専門的、技術的分野の一番下にも入っておりません。今の技能実習の中では、3 年間技能実習をしていただいて、技能検定 3 級レベルを目標にして学んでいただいております。ということでございますので、レベル感的には専門的、技術的分野の最も下のレベルの方よりもさらに下のレベル感ということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○安念座長 どうぞ。

○翁委員 今、御説明がありましたけれども、業種とか企業によって相当対応は違うはず

だと思うのです。ですから、確かにこれは非常にいろいろな不正行為とかが多いですが、適切にやっているところについてまで同じ議論をするというのは適当でないと思うのです。ですから、日本造船工業会さんからの御要望もございませうけれども、やはり適切に対応しているところについて、その要望をどう評価するかというインセンティブコンパティブルというか、パニッシュメントはきちんとやるけれども、適切にやっているところについては、よりその実態に合ったような方向で対応するという柔軟な考え方でこの問題を適用していただかないと、いつまでたっても不正の行為が非常に多いと、そのことばかりが前面に出て、議論が進まないと思うので、そこをお願いしたいということです。

実態として非常に数も多くて、見切れていないとおっしゃっているということは、やはり適切にやっているところがあるはずですから、そういう問題を含んでいるのではないかと感じました。

もう一つは、48%ですけれども、48%しか必ずしも実習と同じ仕事を回答した者がいないということについての分析がきちんとできていないのではないかと思います。もしかしたら本当に技量不足なのかもしれないし、これは17%しか回答率がないですけれども、少しその背景をきちんとやらないと、対応の仕方がないのではないかと思いますし、あと、実際に日本でこういう試験を受けてくださいと言っているけれども、帰ることを念頭に働いている人たちがこれを受けようというインセンティブにはならないと思いますので、もう少し制度上、工夫が必要なのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

○安念座長 どうぞ。

○松村委員 基本的に、今の翁さんの指摘と同じになってしまうと思うのですが、コメントです。

まず、厚労省のほうで、制度の趣旨に合わないことが多いとか、あるいはある種の違法行為だとか、人権侵害のようなものが多いとか、こういうものを是正する方向と、その逆に制度を拡充するという方向があり、前者のほうを優先するという説明を受けたと思うのですが、私はその発想自体がおかしいのではないかと思います。

拡充のほうに分類されている提案は、無条件で全て3年を5年にしろと言っているわけではなく、優良と認定される事業者、団体に限定して拡充する制度を入れてくれという要求なわけです。そうすると、少なくとも以前よりは問題となる行為をする誘因を減らすはずで、5年という機会を失うことになるわけですから。きちんと制度の趣旨に即した運用をするインセンティブは、この拡充がないよりあったほうが高まるはずで、

後者の目的のものでも、前者のほうにも資する提案が出てきているということ、きちんと認識していただきたい。これは前者の問題にも資する形での改善の提案だと考える必要があるのだと思います。

経団連からの提案も同様です。検定その他できちんと認定された人だけさらに2年という提案になっていると思いますが、これを採用すれば、こういう試験を受けるインセンティブが出てくるわけですね。今まで何の意味もなかったというか、何のメリットもなかつ

たので受けなかったけれども、きちんと技能を身につけていれば、さらに2年というオプションが手に入る。ただ単に受験率が低いと指摘するだけの人たちに比べて、よほど建設的で前向きな改善提案になっており、制度の趣旨により合う形にもなっている。

したがって、何でもかんでも増やすというのには反対するのはわかりますが、ILO だとかの懸念に対する改善策にも資するかもしれない前向きな提案であると認識し、前者のほうを優先と言わないで、後者も前者に資する形で、何とか入れるように考えて下さい。

それから、法務省から、一旦帰った後で戻ってくるのが基本だと考えているという発言があったと思うのですが、私は、説得力があるとは思えません。

まず、余り長い期間日本にいと、少なくともこの制度の趣旨からすると、帰って本国で活躍してもらおうという趣旨には合わないから、日本で長く活躍してほしいという利用の仕方であれば別の制度をつくるべきとのことだと思います。この制度の中では、期間を長くしすぎるのは問題だという考えは理解しました。しかし、提案する側もそれはわかっているから2年とかという限定的な提案になっているわけです。

それが中断を挟んで3年プラス2年だったら、母国で働く時間が十分取れて、5年間連続だったら取れないということは絶対はない。教育効果を考えれば、連続して学ぶほうが効率が高いことは十分あり得ると思いますから、初めから一旦帰るのが基本だと思いたまわないで、今回の提案のようなことも真摯に検討していただきたい。一旦帰った方が訓練効果が高いことがないとは言わないけれど、連続して学んだほうがいいケースもあると思います。連続して学ぶ選択肢を奪う理由にはならないと思います。

以上です。

○安念座長 どうぞ。

○厚生労働省（尾形課長） それでは、翁先生と松村先生のお二人から共通の御指摘をいただいたので、ややまとめて御回答を申し上げます。

適正化と拡充のバランスの問題については、大変厳しい御指摘をいただいたと思っております。私どもとしては、この制度は20年ほど御活用いただいております。産業界にも、あるいは送り出し国においても評価があるということは認識しておりますが、この制度は、やはり本来の制度趣旨に沿ってきちんとこれからも維持していければという気持ちが何よりでございます。その上でどうすべきかということを考えているということです。

特に国際的な批判には、的確に答えなければいけないという意識が強いわけですが、我々としては、適正化に資するような形での対応というのが、何らかそういう工夫ということですね、あり得るかどうかというのは、今、御意見をいただいたようなことも踏まえまして、少し考えてみる必要があるのかなと思っております。

ただ、適正化というと、よく言われるのは、人権侵害的なことに対する適正化ということだけと受けとめられるかもしれませんが、制度趣旨ということからすれば、やはり技能移転ということがきちんと行われるという意味でも適正化が必要だと思っておりますし、現状の分析については、必ずしも説得力のない部分も御指摘いただいておりますので、さら

に勉強いたしますけれども、さらに技能を所管する役所として、送り出し国で何が期待されているか、ここで何が身につけられるか、3年でだめなのか、プラス2年するとどういう技能が身につけていて、戻ったときにどう役に立つのか、そういうことをもっと精緻に検証して、対応していきたいと思っています。

翁先生からいただいた、なぜ技能検定を受けないか、それはインセンティブがないからだというのは、全くそのとおりの指摘を以前いろいろな人からいただいております。我々も実は、技能検定制度を発展途上国に輸出するという事業を別途やっております、インドネシア、ベトナム、タイの3カ国で、日本とほぼ平行の制度が日本の技術協力援助のもとで立ち上がり始めているので、こういったものがうまく立ち上がれば、日本で仕上がった状態が本国でそのまま評価されることにもなりますので、そういった環境整備もあわせてやることで、この制度をよりよいものにしていきたいと思っております。

長くなりました。

○安念座長 ありがとうございます。

法務省さん、どうぞ。

○法務省（石岡入国在留課長） 法務省のほうからは、松村先生からの御指摘で、仮に期間を延長する際、再技能実習の形でやるのか、それとも日本にそのままいながら3年間の今の在留期間をさらに5年にするのかについて、法務省としては、仮に延ばすとしたら、再技能実習ではないかと考えているということについて、説得力が十分ではないのではないかというコメントがございましたので、若干補足的に御説明させていただければと思っております。

この制度自体は、技能移転というのが制度の目的でございます。ですから、日本で学んでいただいて、本国でそれを生かしていただくということでございます。そういう中で、厚労省さんの資料にもございましたが、48%を多いと見るか、少ないと見るかは別でございますが、なかなか日本で学んだ技能を全ての方が本国で生かしている状態にはないということがございます。

さらに、一部の受け入れ機関においては、単純労働的に使っておるという実態もあるということでございますので、そういう中でやはり日本で技能検定3級レベルの一定レベルの技能を身につけていただいた方が、一旦本国に帰って、技能移転を図っていただいて、そこでいろいろとされている中で、さらに高度な技能を身につける必要が出てきたら、その人を連れてくるということにしたほうが、受入れ機関にとっても本人にとっても適正に技能実習を行うことに対する意欲が高まり、効果的な技能移転ができるのではないかと考えておるということでございます。

○安念座長 農水省さん、何かコメントございますか。

○農林水産省（榎 浩行 経営局就農・女性課長） 発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。農林水産省経営局就農・女性課長をやっております榎と申します。

先ほど御紹介いただきました日本農業法人協会からも期間延長という要望を出しておら

れるということは伺っております。農業の場合には、御案内のとおり、他産業と違いまし
て、1年に1作しか獲れないですとか、あるいは毎年気象条件が違うといったいろいろな
要因もございまして、技能を習得するにはそれなりの時間もかかるということがございま
す。

それから、もちろん人材を育成するということで、3年間一生懸命教えても、それなり
に使えるようになってきたところでぽっと帰ってしまって、それ以降、農業の分野で再入
国するような制度も今はございませんので、受け入れ機関にとってみても、もう少しとい
う気持ちも正直ございまして、そういう面も含めて、延長してほしいという要望が出てき
ているところでございます。その辺は御理解いただきたいと思えます。

もちろん一方で、先ほど厚生労働省、法務省からも御指摘いただきましたように、不正
行為といいますか、機関の率が多い。農業の場合は、毎年1万人程度、2年目、3年目も
含めて、2万人程度の技能実習生の方が現場で技術習得に取り組んでおられますけれど、
団体監理型が多いのですが、なかなか指導が行き渡らないところもございまして、もう一
つ、農業の場合には、労働法制が他産業と違いまし、労働時間ですとか、時間外割増賃
金の制度が法制上、適用除外されているという特殊な背景事情もございまして、これを今、
きちんと他産業並みの労働環境を整えるようにということで指導しておるのですが、我々
の力不足も含めて、なかなか指導の徹底が図られていないということもございまして、
この辺は各省と連携して、指導強化ということはしっかりやっていきたいと思っております
が、現場で非常に人も少なくなっているということももちろん背景にございまして、こ
の制度をしっかりとやっていきたいという要望がある。

説明になってしまいましたけれども、そういうことがあるということをお理解いただ
ければと思えます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

では、今日御説明いただきました皆さん、本当にどうもありがとうございました。大変
参考になりました。私どものこれからの議論に生かさせていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

(法務省、厚生労働省、農林水産省、日本造船工業会退室)

○安念座長 それでは、事務局から「食品加工・輸出手続きの円滑化」について御説明い
ただけますでしょうか。

○大川次長 時間も押しておりますので、簡単に御説明をさせていただきます。

2点ほど、ほぼ事務的な折衝でけりがつきそうなものでございますので、それについて
の御説明でございます。

まずは、衛生証明書の発行でございますけれども、これは中国向けに水産物を輸出する
ときに衛生証明書の発行が必要なわけですが、現在4検査機関しかないところを、
希望する都道府県については保健所などで発行できるようにしてもらいたいという要望で
ございます。

これに対して、厚生労働省さんからの回答は、今後、地方自治体等の行政機関において衛生証明書の発行体制を構築する予定としておりますということでございまして、私どもが事務的に厚生労働省さんに聞いたところによりますと、来年の年初あたりから、実際に希望する都道府県の保健所などで発行できるように今、準備をしているところだということでございますので、要望どおりの方向で進んでいるということでございます。

2点目は、食品衛生管理者の資格取得ということでございまして、これは食品衛生管理者資格認定講習会というものがございましてけれども、年に1回、しかも大都市でしか開催されていないということで、開催回数ないし開催場所を増やしてほしいということでございます。これも厚生労働省さんからの回答は、一般共通科目については全国3カ所程度の実施、専門科目については複数回実施できるよう検討し、調整でき次第、速やかに実施してまいりますということで、この方向に沿って現在検討中ということでございます。

私どもは、内々要望元にこんなことでよろしいかということをお聞きしておるのですけれども、大体この方向でよろしかろうということでございますので、これも概ね要望に沿って進んでいるということでございます。

以上、2点でございます。

○安念座長 どうもお疲れさまでございます。ありがとうございます。

よい方向に進んで、大変結構なことでございます。

どうも随分時間が超過してしまいました。本日は、ここでおしまいにします。皆さん、どうもありがとうございました。